官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一五〇）　一
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二七一）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同二七二）
○令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産一五二九）
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一二三）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四〇〇）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同四〇一、四〇三）
○クマシ市における内環状道路改良計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇二）
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一五三〇）　三
○道路に関する件（関東地方整備局二一一）
○道路に関する件（近畿地方整備局九九）
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　四
国営土地改良事業の工事完了の公告（同）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
企業年金基金清算人就任関係　四
会社その他　三〇

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十月十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一五〇

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「官房長」を「防災監　官房長」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「資産運用高度化室長」を削り、「課長補佐（総括）」を「資産運用調整官　課長補佐（総括）」に改める。

別表デジタル庁の部デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織の項中「統括官」を「統括官　総括審議官」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「資産評価室長」を「資産評価室長　国際機関室長」に改め、「多国間経済室長」を削り、「地域放送推進室長　検査監理室長　貯金保険室長」を「配信サービス事業室長　貯金保険室長　信書便事業室長」に改め、「国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者」の下に「及び人事に関する事務を担当する者」を加え、「恩給管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び」を削る。

別表外務省の部内部部局の項中「国際報道官」を「要人往来支援総括官　欧州経済戦略官」に、「人事企画官　デジタル化推進室長」を「人事企画官」に、「経済安全保障政策室長」を「国連政策室長」に、「日米地位協定室長」を「日米地位協定室長　中東欧バルト室長」に、「資源安全保障室長　欧州連合経済室長」を「サービス貿易室長　資源安全保障室長」に改め、「サービス貿易室長」を削り、「邦人テロ対策室長」を「海外邦人安全支援室長」に改める。

別表財務省の部沖縄地区税関の項中「統括監視官」を「統括監視官　特別監視官」に改める。

別表国税庁の部国税局の項中「総括税務相談官」を「総括税務相談官　業務センター室長」に改め、同部沖縄国税事務所の項中「審理官」を「審理官　企画調整官」に、「総括税務相談官」を「総括税務相談官　業務センター室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「石綿対策室長」を「石綿対策室長　労働基準ＤＸ企画官」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「情報調査室長」を「情報保全室長　情報調査室長」に改め、「知的財産政策室長」の下に「情報保全室長」を加える。

別表環境省の部内部部局の項中「保健業務室長」を「洋上風力環境調査室長　保健業務室長」に改め、「リサイクル推進室長」を削り、「放射性物質汚染廃棄物対策室長」を「放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室長　放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室長」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「保障措置室長」を削る。

別表備考第一項中「令和七年五月三十一日」を「令和七年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百七十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1139　（略） 1140　膵臓用獲得（ぜんとく）孔形成ドレナージステント 1141～1217　（略） **別表第２** １～1998　（略） 1999　家庭用脈波情報解析プログラム 2000～2045　（略）	**別表第１** １～1139　（略） 1140　膵臓用獲得（かくとく）孔形成補綴（ほてつ）材 1141～1217　（略） **別表第２** １～1998　（略） 1999　家庭用心拍数モニタプログラム 2000～2045　（略）

○厚生労働省告示第二百七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第六号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ 一～四十七　（略） 四十八　家庭用脈波情報解析プログラム 四十九～五十一　（略）	**別表第１** 一～四十七　（略） 四十八　家庭用心拍数モニタプログラム 四十九～五十一　（略）

○農林水産省告示第千五百二十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年十月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百二十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次の一に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせ、次の二に掲げる公証人に電磁的記録の認証等に関する事務（公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十一条第二項ただし書に規定する事務をいう。）を行わせる。

令和七年十月十四日

法務大臣　鈴木　馨祐

一　東京法務局所属

同　新倉　英樹
同　髙木　和哉
同　山下　輝年
同　徳田　薫
同　豊澤　佳弘
同　尾立　美子
同　吉田　正喜
同　武田　典文
同　中山　顕裕
同　芦澤　政治
同　大圖　明
同　高橋　孝一
同　齊木　教朗
同　加藤　朋寛
同　渡邉　弘
同　佐藤美由紀
同　本間　健裕
同　石橋　俊一
同　今井　攻
同　白石　葉子
同　古谷　伸彦
同　今岡　健
同　矢尾　渉
同　河村　俊哉
同　鈴木　義仁
同　佐藤　重憲
同　千葉　和則
同　岩坪　朗彦
同　松本　利幸
同　竹中理比古
同　矢数　昌雄
同　鈴木　啓文
同　畑野　隆二
同　関　隆男
同　高橋　徹
同　小澤　正義
同　阪井　博
同　宮地　裕美

二　横浜地方法務局所属

附　則

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

○外務省告示第四百号

平成三十年五月二十五日にポートモレスビーで、円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の平成二十一年十二月十一日付けの交換公文に従ってパプアニューギニア独立国政府に供与されることになったポートモレスビー下水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がパプアニューギニア独立国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和二年三月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、パプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

令和七年十月十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第四百一号

平成三十年六月二十七日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成十九年一月十日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになったアル・ムサイブ火力発電所改修計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がイラク共和国政府と国際協力銀行との間の取決めにより令和三年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年十月十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第四百二号

令和七年十月二日にアクラで、クマシ市における内環状道路改良計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　クマシ市における内環状道路改良計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十九億六千万円

3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　義本博司在ガーナ大使

ガーナ側　サムエル・オクジェト・アブラクワ外務大臣

令和七年十月十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第四百三号

平成三十年九月二十三日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成十九年七月三十一日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになったバスラ上水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がイラク共和国政府と国際協力銀行との間の取決めにより令和三年九月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年十月十四日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千五百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一～第三　（略）	第一～第三　（略）
第四　まいわし対馬暖流系群	第四　まいわし対馬暖流系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）
都道府県 / 都道府県別漁獲可能量	都道府県 / 都道府県別漁獲可能量
（略） / （略）	（略） / （略）
石川県 / 55,100	石川県 / 60,100
（略） / （略）	（略） / （略）
鹿児島県 / 15,000	鹿児島県 / 10,000
三　（略）	三　（略）
第五～第九　（略）	第五～第九　（略）

○関東地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十一号	成田市山之作字仲谷津五二番一〇から同市山之作字後谷津五一番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月十四日

○近畿地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百八十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
養父市八鹿町宿南字榎谷一九三番一から同市八鹿町高柳字野原一五九番二まで	前	一一・二〇～一七一・八二メートル
	後	二一・五〇～一七一・八二メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

叙位・叙勲

○叙位

従三位に叙する
（東北大学名誉教授）正八位　小田　滋

従四位に叙する
田村　稔　山田　俊夫　郷原　一保

従五位に叙する（各通）
小川　幹夫　佐藤　武彦　西尾　英幸
橋本　正規　柳瀬　森哉

正六位に叙する（各通）
伊集　道男　糸井　良一　伊藤　伸
今西　政弘　鈴木　良男　竹田　剛一
田中　賢一　前田　洋三　三好　康治
村松　護　森川　雅之　豫風　孝志

正七位に叙する
小松久之助　永本　敏明　古屋　博司

従七位に叙する（各通）（以上九月四日）
（京都大学名誉教授）　牟田　一弥

正四位に叙する
（九州大学名誉教授）　中橋　孝博

従四位に叙する
住谷　翰廣

正五位に叙する
君島　一郎　前田　善隆

従五位に叙する（各通）
阿野田　満　井上　幸夫　大浪　昭
加地　尚　高橋　章次　春山　賢男
廣戸　榮　唯根　徹

正六位に叙する（各通）
安齊　弘美　泉　利行　清水　泰昭
豊田　孝峰　中村　征行
（武雄市公立学校長）　古川　敏博
古屋　俊雄　細野　保幸　水野　雪男
山崎　康男　山田　忠彦　渡部喜美男

従六位に叙する（各通）
（札幌市消防司令）　朝倉　克良
佐藤　眞之　福田　政博　松本　一樹
正七位に叙する（各通）　加藤　昭一

従七位に叙する（以上九月五日）　鈴木　覺

従四位に叙する
田中　教明　高橋　政雄

従五位に叙する
秋元　龍子　阿部　司

正六位に叙する（各通）
池本　覺　石山　輝夫　岩田　靖
加藤壽一郎　金森　光明　後藤　正三
佐々木高一　宍戸　忠美　田村　仁憲
向井　正孝　山本　法穂　米倉　廣幸

従六位に叙する（各通）
河口　良平　熊田　忠
平山　文麿　淀川　光男

正七位に叙する（各通）
小川　秀幸　新海　昭三　丹野　泰悦
野田　進　日野　正幸

従七位に叙する（各通）（以上九月六日）
（熊本電波工業高等専門学校名誉教授）　伊藤浩次郎

従四位に叙する
北原　國人

正五位に叙する
木下　悦希　酒井　一若　森田　詔温

従五位に叙する（各通）
淺沼　康憲　片寄　善勝　木塚　良一
柴田　昌俊　杉本　和雄　田中　雅志
松島　正興

正六位に叙する（各通）
岩本　勇　内海　章緒　越智　和彦
神居　勝康　小林　廣　小林　弘道
中田　智志　中本　巖　沼田　五郎
宮田　健二

従六位に叙する（各通）
相川　昭夫　神森　正春　神山　忠雄

正七位に叙する（各通）（以上九月七日）
伊藤　安一

正六位に叙する（九月八日）
正七位に叙する（九月九日）　沖本　直樹

○叙勲

旭日小綬章を授ける
君島　一郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上九月五日）
小林　治　堀籠　龍哉
片山　照冨
（高知県芸西村議会議員）　小松　康人

旭日単光章を授ける（各通）（九月六日）
伊藤　安一

旭日小綬章を授ける（九月八日）
山田　俊夫

瑞宝小綬章を授ける
伊集　道男　伊藤　伸　大戸　敏範
鈴木　良男　竹田　剛一　三好　康治
瑞宝双光章を授ける（各通）
足立　秀雄　小松久之助
柳瀬　森哉

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月四日）
（九州大学名誉教授）　永本　敏明

瑞宝小綬章を授ける（各通）
阿野田　満　佐藤　眞之　中橋　孝博
住谷　翰廣　高橋　章次　春山　賢男
（武雄市公立学校長）　清水　泰昭
山田　忠彦　豊田　孝峰
古川　敏博　唯根　徹

瑞宝双光章を授ける（各通）
（札幌市消防司令）　朝倉　克良
徳永　雅文　細野　保幸　渡部喜美男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月五日）
阿部　司　石山　輝夫　板倉　稔
岩田　靖　小川　秀幸　丹野　泰悦

瑞宝双光章を授ける（各通）
北島　常次　後藤　正三　佐藤　吉男
宍戸　忠美　野田　進　日野　正幸

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月六日）
内海　章緒　越智　和彦　片寄　善勝
神居　勝康　田中　雅志　中田　智志
松島　正興　森田　詔温

瑞宝双光章を授ける（各通）
相川　昭夫　小林　弘道　山口　哲

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月七日）
瑞宝双光章を授ける（九月九日）　沖本　直樹

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、フィジーの独立記念日につき、十月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)のシの規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

令和７年10月14日

農林水産大臣　小泉進次郎

品種	名称	申請者
テンサイ	除草剤グリホサート及びジカンバ耐性テンサイＫＷＳ20－1系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和６年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和７年10月14日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

国営大淀川右岸土地改良事業（国営施設機能保全）

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第1項により、厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

1．清算人氏名　武田　俊介

2．住所　埼玉県朝霞市宮戸２－２－48

令和７年10月14日

東京都港区赤坂１－８－１

セゾンテクノロジー企業年金基金

理事長　武田　俊介

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十六日

掲載頁　二一四頁（号外第二一五号）

令和七年十月十四日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号

（甲）株式会社ＪＰＭＣ

代表取締役　武藤　英明

三重県四日市市松原町八番一六号

（乙）株式会社リークスプロパティ

代表取締役　星野　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併は会社法第七九五条第一項に定める株主総会の承認を得ずに行いますので、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月三日

掲載頁　八十五頁（号外第二十一号）

令和七年十月十四日

東京都調布市調布ケ丘三丁目五〇番地一

（甲）株式会社キユーソー流通システム

代表取締役　富田　仁一

東京都調布市調布ケ丘三丁目五〇番地一

（乙）フードクオリティーロジスティクス株式会社

代表取締役　山本　幸喜

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、両社の株主総会及び総社員の同意は令和七年九月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/17186/announces

令和七年十月十四日

東京都江東区佐賀一丁目七番四号

（甲）株式会社Ｃａｓｔｉｆｙ

代表取締役社長　高橋　健太

東京都江東区佐賀一丁目七番四号グランイーグル門前仲町一〇〇二

（乙）合同会社ＥＱＯ

代表社員　高橋　健太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年十月二十八日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.resonac.com/jp/ir/sheet.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　五十一頁（号外第六十七号）

令和七年十月十四日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社レゾナック

代表取締役社長　髙橋　秀仁

埼玉県秩父市下影森一五〇五番地

（乙）株式会社レゾナック光半導体

代表取締役社長　安藤　和紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

（甲）ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社

代表取締役　朝倉　智也

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（乙）ＳＢＩレオスひふみ株式会社

代表取締役　藤野　英人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://onsenken-oita.co.jp/news/156-2/

（乙）https://www.cosmebox.com/page/489

令和七年十月十四日

大分県大分市大道町五丁目一番一〇号

（甲）大木化粧品株式会社

代表取締役　小坂　越司

大分県大分市大道町五丁目一番一〇号

（乙）株式会社コスメボックス

代表取締役　小坂　越司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の秋田県内で営む食品スーパー及びフィットネスクラブの運営事業（宝くじ事業を含む。）並びに収益用不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月十四日

秋田市御所野湯本六丁目二番四〇号

（甲）株式会社東北ナイス

代表取締役　齋藤　寛之

山形県山形市あこや町三丁目八番九号

（乙）株式会社ヤマザワ

代表取締役　古山　利昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ニッポンサポートホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

東京都千代田区四番町四番地九新東京国際リーガル内　ニッポン・サポート合同会社

代表社員　鍾　源

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

東京都立川市富士見町六―二六―二〇七

代表社員　対馬　顕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

東京都江東区福住一―六―九

Ｔ，ｓ商事合同会社

代表社員　手塚貴比古

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

東京都港区芝大門二丁目四番五号

合同会社２２２

代表社員　杉原　尚輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十一日であり組織変更後の商号は株式会社ＡＯＩＩとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

合同会社ＡＯＩＩ

代表社員　飯田　敦己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

神奈川県鎌倉市浄明寺四丁目四番二二号

国際連携学舎合同会社

代表社員　波多江　悠

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月十四日

京都府船井郡京丹波町院内南側二九番地

院内生産森林組合

組合長理事　中野　守

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

大阪市西淀川区柏里三―一二―五塚本野村ビル二〇五

合同会社Ｌｉｖ　Ｃｏｍｐａｎｉｏｎ

代表社員　細川　士義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

大阪市中央区日本橋一丁目一七番一七号ピカソ日本一ビル六〇四号室　合同会社錦宮

代表社員　任　騰升

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

兵庫県芦屋市浜町一二番一二号

合同会社ネネ

代表社員　西留　政志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十四日

沖縄県那覇市泊三丁目六番地一〇フレスコア泊ゆいポート五〇一

合同会社ＨＡＫＫＩ

代表社員　齋藤　浩之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億四千二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　三頁

令和七年十月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

株式会社Ｊ－ＦＵＮ15

代表取締役　貝瀬　和人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千七百一万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月十四日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

ブーストコンサルティング株式会社

代表取締役　堀　新一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三日

掲載頁　一〇九頁（号外第二二二号）

令和七年十月三日

東京都目黒区自由が丘一丁目二四番一四号

株式会社一誠堂

代表取締役　川邊俊太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百三十万円減少し八百六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十四日

富山市婦中町島本郷四七番地三

有限会社さくらホーム

代表取締役　津本　虎雄

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月十七日を効力発生日とする大岳電気工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三日

掲載頁　一〇七頁（号外第二二二号）

令和七年十月十四日

名古屋市中川区中野本町二丁目二八番地

ＫＫホールディングス株式会社

代表取締役　山本　孝司

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を一億四千三百五十三万千三百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月十四日

大阪市北区梅田一丁目一番三号

株式会社トラストホールディングス

代表取締役　木村　正治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億八千七百十九万四千百二十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://x.gd/Kf0Is

令和七年十月十四日

神戸市中央区元町通一丁目六番九号

株式会社イクシマヤ

代表取締役　生島　哲

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月二十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月十四日

広島県東広島市高屋町檜山五八番地の一

有限会社大興

代表取締役　部谷　拓司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十四日

東京都大田区大森西二丁目二七番一二号

大和鋼機株式会社

代表取締役　松本　大

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十四日

山口県宇部市西宇部北四丁目七番一四号

株式会社星和商事

代表取締役　小池　克二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は https://www.kaikei-home.com/axess/0077/index.html に掲載されています。

令和七年十月十四日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｔｅｎｊｉｎ特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億八千八百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年九月二十六日付官報の号外第二一五号二一二頁に掲載されています。

令和七年十月十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

ＲＷ原木３特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は、令和七年十月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十四日

東京都港区赤坂一―八―一

セゾンテクノロジー企業年金基金

清算人　武田　俊介

訂正公告

令和七年九月二十二日（号外第二二四号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑥本社営業所　東京都港区新橋一丁目５番５号」とあるは「⑥本社営業所　東京都港区新橋１－５－５国際書籍会館９階」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月十四日

東京都港区新橋一丁目五番五号

株式会社スクープジャパン

代表取締役　小澤　高志

訂正公告

令和七年十月七日（号外第二二四号）掲載の解散公告中、会社名「有限会社東和工業」とあるは、「有限会社東和興業」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月十四日

大分市勢家町一丁目一番一二号

有限会社東和興業

清算人　工藤　克彦

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六六	上	一〇（終りから）	港湾において	港湾では
〃	〃	一八	港湾では	港湾においては

令和七年10月1日（号外第二二四号）国土交通省告示第九百十七号（港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針）（原稿誤り）